



No.23-16

2023年11月30日

ビッグモーター社による保険金不正請求の 手口の把握・研究について

～「ビッグモーター社による保険金不正請求」に対する損保協会の取組み～

ビッグモーター社（株式会社ビッグモーター、株式会社ビーエムホールディングス、株式会社ビーエムハナテン）による保険金不正請求につきましては、お客さまおよび関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、心よりお詫び申し上げます。

一般社団法人 日本損害保険協会（会長：新納 啓介）では、2023年9月19日付のニュースリリースに基づき、「保険金不正請求対応」に関する各種取組みを進めることとしておりました。このうち、ビッグモーター社による保険金不正請求の手口の把握・研究について、以下のとおり状況をご報告いたします。

- ・2023年7月18日付のビッグモーター社による特別調査委員会報告書や、金融庁から報告徴求命令を受領した会員会社（ ）においてビッグモーター社による請求内容の調査した結果を踏まえ、【図】のような不正の種類・手口の事例を取りまとめました。
- ・この確認結果を踏まえ、不正請求に対する牽制機能の発揮や必要な損害調査の実施に向け、調査手法・態勢の見直しおよび強化等に着手している会員会社の取組みを基に、自社の取組みを推進するうえで参考となるよう対策例も取りまとめました。
- ・当協会は、不正の種類・手口の事例および対策例をすべての会員会社と共有のうえ、会員会社における不正請求に対する牽制機能の発揮や必要な損害調査の実施を促してまいります。

（ ） あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、AIG 損害保険株式会社、共栄火災海上保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社（五十音順）

【図】確認された不正請求の手口類型と対策例（概略）

業務内容	手口類型	手口の例
損傷確認段階	損傷の作出	ゴルフボール・サンドペーパー等を用いて、雹災損傷や擦過傷を偽装して故意に損傷を作出
	損傷の存在や範囲を誤認させる写真撮影	損傷の有無・範囲を誤認させる写真を撮影・提出
板金段階	タワー牽引の偽装、不要なタワー牽引の実施	タワー牽引が不要であるがタワー牽引を実施したかのように偽装
	ダミーサフ・ダミーパテを用いた塗装作業の偽装	損傷がない箇所にダミーのサフ（下地処理）やパテ（補修処理）を行い、塗装を行ったかのように偽装
	レンズリフォーマーの偽装	レンズ（ヘッドライト）に損傷がないにもかかわらず、交換作業を行ったかのように偽装
	不要な板金作業や部品交換	不要な板金や部品交換を実施
塗装段階	高機能塗装施工の偽装	塗装の空き缶等を撮影するなどして、高機能塗装（耐スリ）を行ったかのように偽装
	不要な塗装作業	不要な塗装を実施
損保会社との協定段階	事故に起因しない損傷の修理費用請求	事故に起因しない損傷を、事故により損傷が起きたものとして修理し、費用を請求
	未交換部品の費用請求	部品伝票の偽造を行うなどして、交換を行っていない部品の費用を請求
	新品部品の使用を偽った費用請求	リサイクルパーツを利用したが、発注伝票の偽造を行うなどして、新品部品の交換と偽り差額を請求
	ボディコーティング施工証明書の偽造	施工証明書を偽造して、コーティング費用を請求
	再封印費用の架空計上	ナンバープレートが損傷していないにもかかわらず、陸運局への申請書を偽造して再封印の手続き費用を請求



牽制機能の発揮、事案に応じた必要な損害調査の実施に向けた対策例

<p>（調査手法に関する対策例）</p> <p>作業中の画像確認の実施</p> <p>事案に応じた立ち合い調査の実施</p>	<p>（調査態勢に関する対策例）</p> <p>社員、アジャスターによる保険金支払判断の徹底</p> <p>後日のサンプリング調査の実施</p>
<p>（状況・証拠確認に関する対策例）</p> <p>初期対応時に事故・損傷状況の詳細確認</p> <p>部品・塗料の発注伝票の確認</p> <p>お客さまに入庫前画像の撮影を依頼</p>	<p>（システム開発に関する対策例）</p> <p>お客さまによる写真撮影ツールの提供</p> <p>システムによる不正請求検知の施策検討</p>